

第5章 計画の推進

計画の推進にあたっては、県民、事業者、N P O、行政のそれぞれが、自らの立場に応じた公平な役割分担のもとに環境配慮の視点から主体的に行動することが期待される。さらに、主体間の連携、協働を図ることで、地域の環境の保全を進めていく。

1 計画の推進

(1) 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、行政のみならず県民、事業者、NPOといった社会を構成する各主体が、環境の現状について正しい認識を持ち、環境保全に関して担うべき役割と環境保全活動に参加する意義を理解する必要があります。各主体は、その立場に応じた役割分担のもと、環境負荷の低減や環境の改善に向けて、自主的、積極的な取組を進めていく必要があります。

ア 県民の役割

県民は、日ごろの生活が、地域環境だけでなく、地球環境まで様々な影響を与えることを理解し、現在のライフスタイルを見つめ直すとともに、地域の生活環境や自然環境、さらには地球環境に配慮した自主的な行動を取り組むことが期待されます。また、行政や地域の団体等が行う環境保全活動に積極的に参加するとともに、各主体と連携しその輪を拡げることが期待されます。

イ 事業者の役割

事業者は、地域や社会の構成員として社会経済活動の中で大きな位置を占めており、事業活動に伴い、様々な資源やエネルギーを消費することにより、少なからず環境へ負荷を与えることから、法令遵守の徹底はもとより、企業の社会的責任を認識し、あらゆる事業活動において、環境負荷の低減に向けた自主的、積極的な取組を進めていくことが求められます。

また、環境に対してよりよい製品やサービスを社会に提供していくとともに、環境技術を幅広く発信していくことが期待されます。

ウ NPOの役割

NPOは、地域環境の保全を推進する上で重要な役割を担っており、それぞれの専門性を生かし、行政や個人では対応できないきめ細やかで柔軟な環境保全活動や、環境学習を行うことが期待されます。また、他のNPOや行政、事業者との調整役を担い、各主体と連携・協働した取組を進めていくことが期待されます。

エ 行政の役割

県は、本計画に基づく施策を総合的、計画的に推進すると同時に、県自らも事業者であり消費者であるという立場から、公共事業の実施における環境配慮や、公共施設での環境配慮など、自ら率先して環境への負荷の少ない行動を実践します。

さらに、県民、事業者、NPOなどの各主体が環境活動を積極的に行えるよう、環境情報の提供、環境教育、環境学習の推進を図るとともに、各主体間のネットワー

クづくりを進めます。

市町村は、住民に最も近い基礎自治体として、住民や事業者等と日常的に関わりを持ち、地域に密着した環境づくりを進める上で重要な役割を担っていることから、県に準じた施策や、それぞれの地域の自然的・社会的条件に応じた独自の施策を進めていくことが期待されます。

また、各主体が自主的に取り組む地域の環境保全活動の促進に努めるとともに、県と同様、事業者及び消費者として、環境への負荷低減に自ら率先して取り組むことが求められます。

(2) 計画の推進体制

ア 県民、事業者、NPO、行政の協働による推進

県民、事業者、NPO、行政の代表者等で構成する「あいち環境づくり推進協議会」の場を通じて、各主体が情報交換や交流を図りつつ、協働して計画を推進します。

イ 県の部局横断的な推進

「愛知県環境対策推進会議」(知事をトップに県庁の各部局長等で構成)において、県が実施する環境保全施策の総合的・計画的な推進を図ります。また、関連する個別計画との連携を図ります。

ウ 市町村との連携

計画の実効性を高めるため、住民に近く、まちづくりに主体的に取り組むことができる市町村との連携を図るため、「環境基本計画推進市町村会議」において情報提供や調整を行います。

エ 広域的な連携

隣接する県と災害時の廃棄物対策や生物多様性の保全、鳥獣害対策での連携や、流域圏として河川や海域の浄化対策に取り組むなど、隣接県と連携した広域環境対策を推進します。

オ 國際的な環境協力の推進

本県と友好提携しているオーストラリア・ビクトリア州などと、環境分野での人的交流や情報交換などを進めています。

また、国や独立行政法人国際協力機構（JICA）などとも連携し、アジア地

域を中心に研修生の受入や技術職員の派遣を行い、国際的な環境協力を推進します。

2 計画の進行管理

- 本計画に掲げた施策、目標については、各種環境関係統計の推移、施策の進捗状況等を確認しながら、必要な改善を行う P D C A サイクルによって、適切な進行管理を行います。
- 本計画の目標や施策の方向に沿って、必要に応じ、新たな個別計画等の策定や既存の個別計画等の見直しを進めます。

計画 (P l a n)

- ◆環境基本計画の策定
 - ・愛知県環境審議会
- ◆各年度の主要事業計画の策定
 - ・あいち環境づくり推進協議会
 - ・愛知県環境対策推進会議

実行 (D o)

- ◆各主体の活動
 - ・県民、事業者、N P O 、行政（県・市町村）が各自実施

見直し (A c t i o n)

- ◆各年度の主要事業計画の見直し
 - ・あいち環境づくり推進協議会
 - ・愛知県環境対策推進会議
- ◆環境基本計画の見直し
 - ・愛知県環境審議会

点検 (C h e c k)

- ◆計画の進捗状況の点検・評価
 - ・あいち環境づくり推進協議会
 - ・愛知県環境対策推進会議



用語解説

赤潮・苦潮 (P18・P44)

赤潮は、植物プランクトンの異常発生により海水が赤く変色するもの。苦潮は、海底付近に堆積したプランクトンの死がいなどの有機物の分解に酸素が消費されて酸素が乏しくなった海水が、水面近くに上昇して青白く見えるもの。ともに、魚介類などの死滅を招く。

あいち環境学習プラザ (P52)

県民一人ひとりが持続可能な社会の構築を目指して環境問題に取り組むことができるようにするため、環境学習の拠点として、愛知県東大手庁舎1階（名古屋市中区）に設置。環境学習のプログラムづくり、人づくり、ネットワークづくりを三本柱として、環境学習に関する様々な活動を支援。

あいち海上の森センター (P49)

愛知万博の瀬戸会場跡地に、海上の森の保全・活用の取組、森林や里山に関する学習と交流の拠点として整備した施設。

あいち環境塾 (P36)

資源循環に向けた産学行政の協働による取組を、省内各地域に展開するため、環境について多角的な視点から学ぶことができる会員制の連続講座（塾）。産学行政の各部門において、環境を基調とした地域づくりのキーパーソンとなりうる人材（リーダー）の育成及び人的ネットワークの構築を進めている。

愛知環境賞 (P36)

愛知万博の開幕を機に、平成17年1月に創設。資源循環や環境負荷低減に関する企業や団体の優れた技術・事業・活動・教育の取組に対して表彰を行う。

愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）(P36)

循環型社会形成を推進するため、愛知県発注の工事で、リサイクル資材の積極的活用を目的としたリサイクル資材評価制度。

あいち資源循環推進センター (P36)

循環型社会づくりの産学行政の連携・協働拠点として、平成18年5月に設置。循環型ビジネスの事業化相談や技術指導など、県の施策を踏まえて循環ビジネスの事業化支援を行う。

あいち臨空新エネルギー実証研究エリア (P34)

愛知万博の理念・成果を継承し、最先端の技術を生かした実証研究を実施するとともに、県民の方々の新エネルギーに対する理解向上を図るための施設。

エコファーマー (P35)

たい肥などを利用した土づくりや、化学肥料や農薬をできるだけ使わないなど、環境にやさしい農業に取り組む計画を作成し、知事の認定を受けている農業者。

エコドライブ (P42)

不要なアイドリングをしない、急な発進・加速・減速をしない、無駄な荷物を積まない等の心掛けにより、消費燃料を節約し、大気汚染物質や温室効果ガスの排出を削減する運転方法。

エコ モビリティ ライフ (P48)

環境（エコロジー）の「エコ」、移動の「モビリティ」、生活の「ライフ」をつなげたことばで、クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイル。

カーシェアリング（P42）

自分の車を持たずに必要な時に使用目的に合った車を自家用車と同じように手軽に共同利用するシステム。

外来種（P21・P42）

自然分布範囲以外の地域または生態系に、人為の結果として持ち込まれた生物のこと。移入種、外来生物と同義。国外だけでなく国内の他地域から持ち込まれたものを含む。

拡大生産者責任（P36）

生産者が、生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

環境影響評価制度（環境アセスメント）（P12・P31・P35）

環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、事前に事業者自らが環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して県、市町村、県民などから意見を聴き、それらを踏まえてその事業を環境保全の見地からより望ましいものとしていく制度。

環境マネジメントシステム（P31）

企業などが自ら企業活動の中で、排出物の抑制やエネルギー消費の削減など環境負荷の低減を図るために数値目標、取組内容を定め、これに基づき環境配慮等の行動を実践し、その結果の点検、見直しを行い、さらに継続的な改善を図るという一連の環境管理体制のこと。

環境リスク（P32）

化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれのこと。そのリスクは、「有害性」と「暴露量」評価され、たとえば、有害性が相当大きなものでもその暴露する量がほとんどなければリスクは小さいと評価される。

グリーン購入（P48）

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

コージェネレーション（熱電併給）（P33・P41）

発電と同時に発生した排熱を、冷暖房や給湯等の熱需要に利用することで、総合熱効率の向上を図るエネルギー供給システムのこと。

ごみゼロ社会推進あいち県民会議（P51）

住民、事業者、行政が相互に連携しながら、一体となってごみゼロ社会の形成を推進することにより、公衆衛生、環境の保全、資源の有効利用を促進するために平成5年に設立。事業者団体、消費者団体、女性団体、市町村等で構成されており、ごみ減量、再資源化、不法投棄対策の3部会がそれぞれ活動している。

再生可能エネルギー（P16・P30・P33・P38・P41）

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなど「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」を指す。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないといった特徴がある。

再生資源活用審査制度（P37）

事業者が産業廃棄物等を再生し、得られた製品を販売しようとする場合、県が事前の届出を受け、その製品の環境安全性などについて審査をする制度。

臭気指数規制 (P39)

悪臭防止法に基づく排出規制手法の一つであり、従前からの特定の物質ごとの濃度による規制（物質濃度規制）と異なり、人間の嗅覚を用いた測定により算出される臭気指数を指標とし、事業活動に伴う悪臭の排出を規制する制度。複合臭に対する規制を目的として、平成7年度の悪臭防止法改正により新たに規定された。

戦略的環境影響評価制度 (P31・P35)

個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策の策定・実施に環境配慮を組み込むため、これらの策定等の段階において、環境への影響を把握、評価し、環境への配慮が十分に行われることを確保するための手続き。

スマート・コミュニティ (P42)

情報通信技術を使って電力の流れを供給側・需要側のバランスを取り最適化するシステム「スマートグリッド」を基盤として、エネルギー利用を生活圏全体で最適にコントロールする次世代型のコミュニティのこと。

生態系 (P21・P42・P43)

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。

生態系ネットワーク (P9・P35・P43)

エコロジカル・ネットワークともいう。保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生息生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。

全県域汚水適正処理構想 (P40)

下水道、集落排水、コミュニティプラント、浄化槽などの汚水処理施設の特徴や地域特性を勘案し、市街地や農山村地域を含めた県内全域の汚水処理施設の整備を計画的・効率的に実施していくために市町村が作成した構想を、県がとりまとめたもの。

大規模行為届出制度 (P35)

「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき実施している制度。一定面積以上の開発行為に対して、事業者に届出（国の機関または地方公共団体が行う場合には通知）を義務づけ、自然環境の保全と緑地の確保について事前に審査している。

多自然川づくり (P43)

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息生育・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出するために河川を管理する手法。

多量排出事業者 (P37)

前年度の産業廃棄物の発生量が年間1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上の事業場を設置している事業者。

窒素酸化物 (P2)

窒素と酸素の化合物全体のことをいい、一酸化窒素、二酸化窒素がその主なもの。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生する。発生源は、工場、自動車、家庭等多岐にわたる。

知の拠点あいち（P34）

付加価値の高いモノづくりを支援する研究開発の拠点として、産学行政連携の共同研究開発や企業からの依頼試験等を行う「あいち産業科学技術総合センター」と先端分析施設の「シンクロトロン光利用施設」を、万博会場跡地（瀬戸市・豊田市）に整備。

中部ESD拠点（P52）

平成14年に国連総会において決議された「持続可能な開発のための教育の10年」を推進するための手段として国連大学から平成19年10月に認証を受けた中部地域の拠点。

低炭素型製品（P34）

省エネタイプのエアコンや冷蔵庫、ハイブリッド自動車や電気自動車等のエコカーなど、消費電力量等が少なく、CO₂排出量の削減に貢献する製品全般を指す。

独立行政法人国際協力機構（JICA）（P56）

政府開発援助（ODA）の中核的実施機関として、開発途上国に対し技術協力、無償資金協力、研修生の受け入れ、大規模災害時の国際緊急援助、平和構築・復興支援等を行う団体。

パーク（サイクル）・アンド・ライド（P42）

自家用車（自転車）で自宅から最寄り駅（またはバス停など）まで行き、そこに駐車（駐輪）して、公共交通機関に乗り換えて都心部などの目的地に向かうこと。都心部などへの自家用車の流入を押さえることによって、二酸化炭素排出量の削減や渋滞緩和などの効果が期待される。

微小粒子状物質（PM2.5）（P14）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\text{ }\mu\text{m}$ ($1\text{ }\mu\text{m}=1/1,000\text{mm}$) の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子のこと。

浮遊粒子状物質（SPM）（P14）

Suspended Particulate Matterの略。大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ ($1\text{ }\mu\text{m}=1/1,000\text{mm}$) 以下のものをいう。発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壤の舞い上がりや火山活動等自然的なものがある。

ミティゲーション（P35）

開発の際に自然への影響を回避したり緩和したりすること。ミティゲーションは、影響の回避、最小化、代償の順に検討することが重要。

藻場（P21・P44・P50）

一般に、水底で大型底生藻類や沈水植物が群落状に生育している場所を指す。藻場を形成する植物の種類により、アマモの生育するアマモ場、ホンダワラ類の生育するガラモ場などに区分される。

もりの学舎（P49・P52）

愛・地球博記念公園（長久手市）内にある、県の自然体験型学習施設で、インタープリター（森の案内人）と歩くもりのツアーや工作教室など、自然体験型環境プログラムを楽しみながら学ぶことができる。

優良産業廃棄物処理業者認定制度（P45）

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県等が審査して認定する制度。認定を受けた産業廃棄物処理業者は、許可の有効期限が延長されるほか、許可証に優良マークが表示されるなどメリットがある。

リスクコミュニケーション（P32）

化学物質による環境リスクに関する情報を関係者（住民、事業者、行政など）すべてが共有し、お互いに意思疎通を図ること。リスクコミュニケーションを行うことで、事業者と地域社会とのつながりができる、互いの理解が深まる、化学物質管理への取組や認識が互いに深まるという意義がある。

粒子状物質（PM）（P2）

Particulate Matter の略。固体または液体の粒子からなる物質をいい、大気汚染防止法においては、自動車排出ガス物質の一つとして規制されおり、ディーゼル車からの排出ガスに対して、平成5年から規制が行われている。

AELネット（あえるネット）（P52）

愛知県環境学習施設等連絡協議会（Aichi Environmental Learning Network）の略称で、愛知県内の環境学習施設等が協力して、地域における環境学習の推進を図るために設置された環境学習のネットワーク。

CASBEE（建築物総合環境性能評価システム）（P33・P48）

Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency。建築物等の環境性能を評価・格付けする手法で、省エネや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮等も含めた建築物等の環境性能を総合的に評価するシステム。

ITS（高度道路交通システム）（P39）

Intelligent Transport Systems。道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する道路交通システムの総称。

3R（スリーアール）（P19・P37・P38・P45）

廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の、資源循環において重要な取組である3つのRを指す用語。廃棄物の発生抑制は、製品を長く使うこと、過剰包装をやめることなどにより、廃棄物の発生を減らすこと。再使用は、使い終わったものを捨てるのではなく、繰り返し使うこと。再生利用は、使用済みになった製品や製造に伴い発生した副産物を原材料として利用すること。